



長野県告示第540号

非常勤消防団員退職報償規程（昭和49年長野県告示第524号）の一部を次のように改正します。

平成15年12月4日

長野県知事 田中康夫

第4条第1項中「及び記念品」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、記念品を併せて授与することができる。

第8条中「非常勤消防団員退職報償（銀杯）推薦書」を「非常勤消防団員退職報償推薦書」に改める。

第9条中「更埴市」を「千曲市」に改める。

様式第1号中「非常勤消防団員退職報償（銀杯）推薦書」を「非常勤消防団員退職報償推薦書」に改める。

附 則

この告示による改正後の非常勤消防団員退職報償規程第4条第1項の規定は、平成16年2月1日以後に提出された非常勤消防団員退職報償推薦書に係る報償について適用し、同日前に提出された非常勤消防団員退職報償推薦書に係る報償については、なお従前の例による。

危機管理・消防防災課

長野県告示第541号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消しました。

平成15年12月4日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社太田屋	黒河内聰	東京都品川区南大井4丁目11番7号	平成15年11月14日

税務課

長野県告示第542号

長野県林業改善資金貸付規程（昭和51年長野県告示第435号）の全部を次のとおり改正します。

平成15年12月4日

長野県知事 田中康夫

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程

（趣旨）

第1条 この規程は、林業従事者等及び融資機関に対し、林業・木材産業改善資金及び当該資金の貸付けに必要な資金を予算の範囲内で貸し付けることについて、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）に

定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（貸付金の貸付限度額等）

第2条 知事が林業・木材産業改善資金として、法第3条第1項の林業従事者等に対して貸し付ける貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあっては1,500万円、会社にあっては3,000万円、会社以外の団体にあっては5,000万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあっては、それぞれ1億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要なものとして知事が農林水産大臣と協議した場合にあっては、当該協議をして定めた額とする。

2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間（3年以内の期間で定める据置期間を含む。）は、10年以内（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合は12年以内、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同法第5条第1項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合は15年以内）とする。なお、支払の方法は、償還期間を1年以内とした貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦支払の方法によるものとするが、据置期間を設けた貸付金にあっては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により償還を行うことを原則とするものとする。

（貸付資格の認定）

第3条 法第7条に規定する貸付資格の認定を受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、貸付資格の認定をした場合には、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（以下「資格認定書」という。）を申請者に交付するものとする。なお、認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（県による貸付け）

第4条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者で県から直接貸付けを受けることを希望するものは、林業・木材産業改善資金貸付申請書を、前条第1項の規定による貸付資格認定申請書の提出に併せて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、貸付けを行うことが適当であると認めた場合には、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書を資格認定書と併せ申請者に交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 申請者は、資格認定書を受け取ったときは、林業・木材産業改善資金借用証書を知事に提出しなければならない。

4 申請者は、林業・木材産業改善資金借用証書の特約事項を遵守しなければならない。

5 担保又は保証人に関して必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）借受者（社団法人長野県林業公社並びに造林の事業を行う市町村、財産区及び一部事務組合を除く。）は、別に定める

ころにより担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならぬ。

(2) 借受者が団体である場合は、その構成員のうち当該借受けによって受益する者（その受益する者が特定されない場合にあっては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人とならなければならない。

(3) 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、借受者に対し、担保の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を求めることができるものとする。

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

第5条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者で、法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）から貸付けを受けることを希望する者は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書を提出するとともに、当該林業・木材産業改善資金借入申込書の写しを、第3条第1項の規定による貸付資格認定申請書に添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請者について貸付資格の認定をするかどうか決定したときは、当該申請者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に対し、決定した内容を通知するものとする。

3 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書を提出しなければならない。

4 知事は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書を交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。

5 融資機関は、知事から林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書を交付しなければならない。

6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書を提出しなければならない。

7 県貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書を知事に提出しなければならない。

8 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日とそれ同一のものであることとする。

9 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書により行わなければならない。この場合において、融資機関は、当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させなければならない。

10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付けを行わなければならない。この場合において、融資機関が借受者に対して、既存の債権を有しているときは、

当該貸付けを行うことを条件として、当該債権の償還条件の変更等をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に關し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。

13 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「を、第3条第1項の規定による貸付資格認定申請書に添えて」とあるのは、「及び資格認定書の写しを」とする。

（事業実施報告等）

第6条 借受者は、事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書を貸付けの決定を受けた機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出しなければならない。

2 融資機関は、林業・木材産業改善資金実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書を提出しなければならない。

3 林業・木材産業改善資金実施報告書又は林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。

（貸付資格認定の取消し）

第7条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、当該貸付けに係る法第7条第1項に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。この場合には、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨を通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならない。

（償還方法の変更）

第8条 借受者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとする場合（次条から第11条まで又は第13条の規定により償還方法を変更しようとする場合を除く。）は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を提出しなければならない。

2 知事は、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書により申請者に通知するものとする。

3 融資機関は、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を受理したときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書を提出し、知事は、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書を融資機関に交付するものとし、融資機関は、林業・木

材産業改善資金償還方法変更承認通知書により借受者に通知しなければならない。

- 4 知事が償還方法の変更を承認しない旨の決定をしたときは、その旨を第2項及び前項の規定に準じて申請者に通知するものとする。

(事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還)

第9条 借受者は、事業の実施の結果、借り受けた林業・木材産業改善資金に余剰が生じた場合には、速やかに、繰上償還を行わなければならない。

- 2 融資機関は、前項の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに、県貸付金の繰上償還を行い、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出しなければならない。

(その他の繰上償還)

第10条 借受者は、前条の規定によるほか、林業・木材産業改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還通知書を提出しなければならない。

- 2 知事は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、納入期限を定め、当該納入期限の10日前までに、借受者に繰上償還の通知をするものとする。

- 3 融資機関は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出し、繰上償還金を受領した場合には、速やかに、県貸付金の繰上償還を行わなければならない。

(期限前償還)

第11条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 償還金の支払を怠ったとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。
- 2 第9条第2項の規定は、融資機関が期限前償還による償還金を受領した場合に準用する。
- 3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができる。
- (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
 - (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による林業・木材産業改善資金の償還を次条第1項の規定により猶予していたことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第12条 貸付決定機関は、借受者が災害又は借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。この場合において、支払の猶予を申

請しようとする者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書に知事が指定する証明書を添え、償還期限（分割払いの場合における各支払期日を含む。）の20日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

- 2 知事は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 3 融資機関は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書を提出し、知事は、これを適当と認めた場合は、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書を交付するものとし、融資機関は林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書により申請者に通知しなければならない。

- 4 知事が支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を第2項及び前項の規定に準じて申請者に通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときも違約金を徴収するものとする。

(違約金)

第13条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、徴収した金額につき、速やかに、県に納付しなければならない。ただし、融資機関が県貸付金の償還金を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。

- 3 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に關し、借受者による償還金が前条第1項の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への支払の当日までの日数を、上記日数から控除することができる。

(申請書等の様式)

第14条 この規程に定める申請書等の様式は、別に定めるものとする。

(書類の経由)

第15条 この規程により知事に提出する書類は、所轄地方事務所（市にあっては、その市の所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長を経由するものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県林業改善資金貸付規程（昭和51年長野県告示第435号）の規定により現に貸し付けてある林業改善資金については、なお従前の例による。

林業振興課

長野県告示第543号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年12月4日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

茅野市金澤字金澤山5359の1・佐久市大字前山字立科1905の1・南佐久郡白田町大字田口字榎山209の1（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字入沢字天狗岩2330（国有林）、木曽郡南木曽町読書1804・大桑村大字野尻573の1・東筑摩郡波田町字水沢山9102・上水内郡信濃町大字野尻字黒姫山3807の1・下水内郡栄村大字堺字鳥甲2289の1（以上5筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

1(2) 指定の目的

水源のかん養

1(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金澤山5359の1・字榎山209の1・字天狗岩2330・読書1804・大字野尻573の1・字水沢山9102・字鳥甲2289の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

木曽郡大桑村大字殿31・南安曇郡堀金村大字鳥川1の2・下水内郡栄村大字堺字鳥甲2289の1（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

2(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字鳥川1の2、字鳥甲2289の1

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字瑞穂字内山1948・南安曇郡奈川村1176（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

3(2) 指定の目的

干害の防備

3(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

茅野市北山4031・豊平4733の1・小県郡青木村大字当郷字飯繩1504・木曾郡上松町大字小川字モミ山4288（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

4(2) 指定の目的

公衆の保健

4(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北山4031、豊平4733の1

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年12月19日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年12月4日

長野県知事 田中康夫

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 418号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡南信濃村南和田274番の1地先から 下伊那郡南信濃村南和田24番の2地先まで	旧	5.6～18.6 m	0.2307 km
		10.0～34.0	0.2184
同上	新	10.0～34.0	0.2184

道路維持課

長野県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年12月19日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年12月4日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 松本和田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字入山辺5412番の1地先から 松本市大字入山辺5502番の4地先まで	旧	4.0～17.0 m	0.2700 km
		12.0～43.0	0.2590
同上	新	12.0～43.0	0.2590

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 松本和田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字入山辺6337番の1地先から 松本市大字入山辺6868番の4地先まで	旧	5.0～8.0 m	0.0650 km
		14.0～31.4	0.1000
同上	新	14.0～31.4	0.1000

道路維持課

長野県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年12月19日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年12月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊科インター堀金線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡堀金村大字烏川3299番の16地先から 南安曇郡堀金村大字烏川3244番の1地先まで	旧	m 6.3~12.2	km 0.1540
同上	新	m 12.2~14.2	km 0.1540

道路維持課

長野県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年12月19日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年12月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 豊科インター堀金線
- 2 供用を開始する区間
南安曇郡堀金村大字烏川3299番の16地先から
南安曇郡堀金村大字烏川3244番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年12月4日

道路維持課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年12月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年11月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 しなの生活支援俱楽部むつみえん
- 3 代表者の氏名
山田文江
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大字中之条344番地12
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域に居住する人々が、住み慣れた地域で自分にあったライフスタイルを全うするために必要な事業を行う事により、知識と教養の育成、及び健康と福祉の推進を図り、もって地域社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

選告示第73号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成15年12月4日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる介護老人保健施設中

「社会福祉法人賛育会 介護老人保健 上水内郡豊野町豊野634
施設 ゆたかの」

を

「社会福祉法人賛育会 介護老人保健 上水内郡豊野町豊野634
施設 ゆたかの
介護老人保健施設 すめらぎ 上水内郡中条村大字住良
木8291-1」

に改める。

選挙管理委員会

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。